

Ⅳ マンション分譲事業者編

マンション分譲事業者編の概要

「Ⅳ マンション分譲事業者編」には、マンション分譲事業者等が購入者等を実施することが望ましい事項を記載しています。

マンション分譲事業者等は、マンションの供給に当たり、「マンション分譲事業者編」に示す事項を踏まえた対応に努めるとともに、購入者等が、その内容を十分認知できるよう努めます。

第1 マンション分譲事業者の役割

マンション分譲事業者は、法令等の定めるところにより、管理組合の設立及び円滑な運営に配慮したマンションの供給に努める。

第1の解説

- ・マンションの管理の主体は、区分所有者全員により構成される管理組合である。区分所有法でも、「共用部分の管理に関する事項は…集会の決議で決する」（区分所有法第18条）とある。このことから、マンション分譲事業者等は、将来的に共用部分の管理が管理組合の重荷となることのないよう、清掃・点検、修繕のしやすさ、管理組合運営の円滑化に資するルールづくりなど、管理・運営に十分配慮したマンションの供給に努めることが重要である。
- ・また、防災対策に必要な設備等を整備しておくことが重要である。

第2 販売時

マンションは、区分所有される共同住宅であり、また、廊下・階段等の共用部分は、管理組合が管理していくものであるから、マンション分譲事業者等は、管理・運営の円滑化に十分配慮したマンションを供給するとともに、マンションの販売に際して、管理に関する事項について購入者に対し、次の各項の対応に努める。

- 1 購入者の管理全般に関する質問に十分対応できる体制を整えること。
- 2 マンションの管理に関する一般的な事項及び当該マンションに係る事項を、分かりやすくまとめたリーフレットなどを作成し、モデルルーム（ギャラリー）等を訪問する購入者に対し周知すること。

記載事項は、次のとおりとする。

（１） 一般的な事項

- ア 管理組合の役割 イ 管理組合の組織 ウ 管理規約等
エ 管理費 オ 各種使用料等 カ 長期修繕計画・修繕積立金等
キ 管理の委託

（２） 当該マンションに係る事項

- ア 入居後の管理に必要となる費用等の一覧
 （ア）管理費と主な支出内容 （イ）管理準備金
 （ウ）修繕積立金 （エ）修繕積立基金
 （オ）各種使用料等
イ 長期修繕計画案の概要
ウ 管理規約案等の概要
エ 管理形態
オ 予定管理業者と会社概要
カ 近隣住民等と既に締結した建設に係る協定等のうち、その内容が管理に関わる事項等
キ アフターサービスの有無
ク 周辺環境等

第2の解説

- ・マンション分譲事業者等は、マンションの管理の主体が管理組合であることを踏まえた上で、購入予定者に対し、自ら区分所有者になった場合のマンションの管理に関する事項について十分に周知し、理解を促す必要がある。
- ・都では、建築の構造と管理の両面から、一定の水準を確保しているマンションを認定登録し、都民に情報を提供する「東京都優良マンション登録表示制度」を実施しており、この認定を受けることも考えられる。

▷参考事項3 東京都優良マンション登録表示制度

P14

■ 1 質問への対応体制

- ・マンション分譲事業者等は、モデルルーム等に管理の知識を有する担当者を配置するなど、十分な体制を執り、訪れる購入予定者等に対し説明等を行う必要がある。また、外国人の購入予定者等に対しては、文化・風習等の違いにより、マンションの管理や居住に関するルールが異なる場合があることから、十分に説明することが重要である。
- ・マンションの販売に際しては、一般に物件の価格、立地環境等に関する広告が主となる場合がある。しかし、マンションは、区分所有される共同住宅であり、廊下等の共用部分を共有することから、共同して管理すべき内容について購入予定者等が理解をしていることが必要である。

■ 2 マンションの管理に関する事項等の周知

- ・マンションは、敷地及び共用部分等の管理に要する経費を区分所有者等全員が共同で負担し、管理組合が主体となって管理していくことになる。このため、入居後に恒常的に必要となる管理費等について、支出内容などの概要を購入者等があらかじめ認識していることが、入居後の安定した生活設計にとって重要である。

▷ 「Ⅰ 管理組合編」第 8 管理費

P30

- ・管理費については、建物の立地状況、規模、階数等のほか管理形態によって費用が大きく異なるため、管理の主な内容と費用を説明することが必要である。
- ・長期修繕計画案は、その意義、計画案の内容、期間、年ごとの修繕費用、修繕積立金の積立方式等を説明することが必要である。

- ・長期修繕計画の期間は、ほぼ全ての修繕工事項目を含むことができる 30 年程度とする。

▷ 参考事項 15 長期修繕計画標準様式、長期修繕計画ガイドライン

P42

- ・修繕積立金の額を設定するに当たっては、長期修繕計画に示す予定工事費と整合の取れたものとするのが重要である。また、付帯設備等の状況により、修繕費用が高額になる場合もあるため、留意すべきである。特に、機械式駐車場の場合は、将来の修繕を踏まえ、適正な駐車場使用料及び修繕積立金を設定しておくことが重要である。

▷ 参考事項 11 修繕積立金の額の目安

P33

- ・修繕積立金の積立方式には、①均等積立方式、②段階増額積立方式があるが、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月／国土交通省）では、将来にわたって安定的に修繕積立金を確保する観点から、「均等積立方式」が望ましいとされている。

- ・「段階増額積立方式」は、計画期間中の初期（築年数が浅い）段階では、「均等積立方式」に比べ修繕積立金を低く抑えることが可能だが、後年度では修繕積立金の増額を何度か行い、「均等積立方式」を上回る金額を積み立てる必要がある。各増額の段階においては、区分所有者等間の合意形成を図る必要もあり、こうしたことも踏まえ、事前に何年後にどの程度の増額が必要かなど、十分説明する必要がある。

▷参考事項 10 修繕積立金の積立方式

P32

- ・修繕積立基金は、当初に修繕費用の一定額を確保することにより、修繕積立金会計の安定に寄与する反面、適正額の算定根拠の設定が難しいこと、毎月の積立額がその分軽減されると効果は漸減することなどから、設定する場合は、趣旨を十分に説明する必要がある。
- ・管理規約案等の概要とは、管理規約案（原始規約）の概要（規約共用部分や駐車場など専用使用の設定など、モデルルーム（ギャラリー）等では確認できない共用部分に関することや、マンション標準管理規約（国土交通省）と異なる事項とその概要を含む。）、使用細則案（ペット、駐車場等に関すること）をいう。
- ・委託管理をする場合の管理形態として周知すべき事項には、①管理員の勤務形態（通勤方式、巡回方式等）・勤務時間・緊急時の態勢、②清掃員の勤務形態等がある。
- ・予定管理業者の会社概要とは、マンション管理適正化法に基づく登録内容や、当該管理業者が対外向けに作成している資料（会社案内パンフレット等）をいう。

▷参考様式 1 管理委託予定会社概要

P113

- ・建設に伴い近隣住民等と取り交わしている協定等、あるいは区市町村の開発許可、開発指導要綱等により措置した事項（緑化、オープンスペース等）、前土地所有者からの引継ぎ条件は、その後の管理の条件となり、管理規約で遵守していく事項であることから、区分所有者等に正確に内容が情報提供される必要がある。
- ・なお、具体的な事例としては、敷地内の保存樹木、敷地出入り口（特に車両）の位置等に関することがある。
- ・アフターサービスを行う場合は、定期点検の実施箇所や時期、サービスの体制等について周知することが考えられる。
- ・周辺環境等に関して周知すべき事項としては、周辺の学校等公共施設の立地状況やハザードマップ、浸水想定区域等が考えられる。

第3 契約時・契約からしゅん工までの間

マンション分譲事業者等は、入居後に区分所有者等による管理が円滑に行われるよう、契約時及び契約からしゅん工までの間に、次の各項について取り組む。

- 1 管理規約案（原始規約）及び使用細則案について、入居後一定期間内（おおむね3年以内）に管理組合が、マンションの実態に即したものとなっているか、自ら点検する旨を、あらかじめ規定すること。
- 2 長期修繕計画（当初修繕計画）について、入居後一定期間（おおむね5年ごと）経過後に管理組合が、建物、設備等の現状に照らして自主的に見直し、それに合わせて修繕積立金についても見直す旨を、あらかじめ管理規約案（原始規約）に規定すること。
- 3 管理業務の委託先として管理業者を提案する場合には、購入者に対し、予定業者の概要等に関する情報を十分に提供し、説明すること。
- 4 購入者に対し、「維持管理に関する説明書」の承認を求めるに当たっては、あらかじめ関係書類を送付し、質問期間を設ける等、十分な措置を講じること。
- 5 管理規約案（原始規約）を購入者に対して提案するに当たって、国土交通省が定めるマンション標準管理規約と異なる規定や、特別事項として加えた部分がある場合は、その事項と理由を具体的に整理し、書面をもって説明すること。
- 6 購入者に対し、管理組合の理事長が選任されるまでの暫定の管理等について説明すること。
- 7 購入者に対し、維持管理にかかる情報提供、管理組合の総会開催に向けたアドバイス等に努めること。
- 8 しゅん工後のアフターサービス規準に係る内容等について説明すること。

第3の解説

- ・購入者は、管理の知識が十分でないまま契約に臨むこともあるため、マンション分譲事業者等は、契約時及び契約から入居までの間に、購入者に対し管理に係る基本的な事項や管理の仕組みについて説明することが必要である。

■ 1 管理規約案（原始規約）及び使用細則案

- ・管理組合が主体的な管理を行っていくために、管理規約の内容を十分把握、確認することが必要である。その際、区分所有者等間で不公平な取扱いがなされていないかなどを点検することも大切である。そのため、入居後できる限り早期に（おおむね3年以内）、管理組合が自ら調査点検し、必要があれば見直しを行うことが必要である。しかし、こうした取組は、区分所有者等間の意見調整に時間を要することもあるため、マンション分譲事業者が管理規約案に、あらかじめ規定しておくことが重要である。

■ 2 長期修繕計画（当初修繕計画）

- ・長期修繕計画は、それぞれのマンションの設計図書（しゅん工図書）を前提として具体的に策定することが望ましいが、マンション分譲事業者等が、これまでの販売実績等を

参考に標準的な計画として策定することもある。また、建物・設備は、立地環境、構造・仕上げ等により経年変化に差が見られる。こうしたことから、入居後一定期間（おおむね初期劣化状況の現象が現れる5年程度）経過後に点検し、国の「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要な見直しをすることが必要である。

- また、計画期間の予定工事費が増加した場合、必要とする修繕積立金も増加するため、計画の見直しに合わせて修繕積立金の額も見直すことが必要である。

■ 3 予定管理業者の説明

- 新規分譲に伴うマンション管理業者との委託契約については、売買契約時に予定管理業者がマンション分譲事業者等から提案され、それを購入者が承認した上で、管理組合との契約を行うものが一般的であることから、マンション分譲事業者等は、予定管理業者の会社概要、委託する予定の業務の内容等について十分に情報提供し、区分所有者等の承認を得ることが必要である。

■ 4 「維持管理に関する説明書」の承認に係る措置

- 「維持管理に関する説明書」とは、マンションの売買契約に付帯して、マンション分譲事業者等から当該マンションの当面の維持管理に関して提案、説明する書面及びその承認書をいう。具体的には、「購入のしおり」、「管理に関する承認書」、「覚書」などとして提案される場合が多い。
- 管理に関する知識は購入者によって幅があることから、一回の説明では、十分に理解されない場合もある。こうしたことから、「維持管理に関する説明書」に記名押印を求める場合は、十分な質問期間、相談期間を設けることが必要である。

■ 5 マンション標準管理規約等と異なる規定等の説明

- マンション分譲事業者等側が用意する管理規約案（原始規約）は、立地条件や事業計画、特性を有する場合もあることから、マンション標準管理規約（国土交通省）との相違点や、当該マンションの特性として規定した事項について、特に、書面により説明することが必要である。

▷中高層分譲共同住宅（マンション）に係る管理の適正化及び
取引の公正の確保について（平成4年12月25日建設省）

P 159

- 入居後、住まい方が慣習化する期間内（おおむね3年以内）に管理規約の点検を行う旨、管理規約に附則として盛り込んでおくことも考えられる。

■ 6 理事長が選任されるまでの暫定の管理等

- マンション分譲事業者等は、暫定管理の期間における管理費・修繕積立金等の徴収・保管、保険等の取扱いなどの会計・出納事務、しゅん工図書等の保管方法等について明らかにしておくことが必要である。

- ・マンション管理業者に管理委託する場合は、入居が開始した後、管理組合の理事長が選任されるまでの間、予定管理業者が管理費、修繕積立金等について暫定管理することになるが、この間（管理組合設立により各種口座の名義が管理組合（理事長）名義になるまでの間）の管理方法については、あらかじめ区分所有者等に説明しておく必要がある。
- ・管理組合の理事長選任までの間は、収納口座、保管口座とも、〇〇管理組合管理代行△△管理会社名義とし、理事長選任後は、直ちに管理組合理事長名義に切り替える必要がある。

■ 7 購入者に対する維持管理等に関するアドバイス

- ・入居後は、管理組合の設立総会が早期に開催され、実質的な管理組合の活動が円滑かつ適正に行われることが必要である。
- ・このため、マンション分譲事業者等は、管理組合の設立総会の開催、区分所有者等による円滑な管理組合運営の開始に向け、情報提供やアドバイスなどに努める必要がある。

■ 8 アフターサービス等

- ・マンション分譲事業者等は、引渡し時までに、建築物・設備等、それぞれのアフターサービスの内容について説明することが必要である。
- ・マンション分譲事業者等は、購入者への任意の制度としてのアフターサービスを適切に実施していくために、建設事業者等との間で、購入者等からの修繕・補修の依頼に対して適切に対応する契約を締結しておくことが望ましい。

▷参考事項 41 契約不適合責任とアフターサービスについて

P 106

参考事項 41 契約不適合責任とアフターサービスについて

■ 契約不適合責任

売買契約において、売買の目的物に権利又は物の瑕疵^{かし}があった場合に、売主が買主に対して負う責任を「売主の担保責任」として、契約責任とは異なる性質の責任とされていた。平成 29 年の民法改正により、令和 2 年 4 月 1 日から、目的物が契約に適合しない場合の規定に統合・整理され、改正前の「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」に転換されることとなった[※]。

	対象契約	責任が生ずる場合	追完 請求	損害 賠償 請求	代金 減額 請求	契約 の 解除	追及可能な期間
民法	売買契約	売買目的物が契約に適合しない場合不適合	可能	可能	可能	可能	買主がその不適合を知った時から 1 年以内年以内
宅地建物 取引業法	売買契約 (宅建業者が自ら 売主となり、宅建業 者以外が売主になる 場合に限る)						買主がその不適合を知った時から 1 年以内 (買主に引渡しの日から 2 年以上とする特約は可能)
品確法	新築住宅の 売買契約	構造体力上主要な部分 及び雨水の侵入を防止 する部分について、契 約に適合しない場合雨 水の侵入を防止する部 分					買主が物件の引渡しを受けてから 10 年以内 (特約で 20 年まで可能)

※ 民法改正前に締結された売買契約に基づき行われる不動産取引には、改正後も瑕疵担保責任^{かし}の規定が適用される。

■ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）

この法律は、新築住宅を供給する事業者に対して、住宅の瑕疵^{かし}に対して補修等が確実に行われるよう、その資力確保措置として保証金の供託や住宅瑕疵担保責任保険への加入を義務付けたものである。

購入する住宅が、住宅瑕疵担保責任保険に加入している場合は、万一業者が倒産等した場合にも、保険法人[※]に直接保険金の請求ができるほか、トラブルが発生した場合には公益財団法人 住宅紛争処理支援センターによる相談・助言を受けることができる。

また、保険加入の申込みや保険料の支払は事業者が行うこととなっている。

※ 保険法人：国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）

☎ 0570-016-100 URL <http://www.chord.or.jp/>

■ アフターサービス

アフターサービスは、法律に定められたものではなく、売主と買主との間の契約に基づき、契約期間内に規定した部位に不具合が生じた場合に、売主が補修等を実施するサービスである。

アフターサービスを実施する部位等は、売主がサービス内容として提示する範囲のもので、一般社団法人 不動産協会では、「中高層住宅アフターサービス規準」を示している。

▼施工箇所とサービス期間の例

部位・設備	サービス期間
屋上の排水不良	2 年
給水管・排水管の破損・漏水	5 年
屋上、屋根、外壁から屋内への雨水の侵入	10 年

出典：中高層住宅アフターサービス規準／一般社団法人不動産協会

http://www.fdk.or.jp/k_afterservice/

第4 引渡し・引越し時

マンション分譲事業者等は、区分所有者等への引渡し完了までの間に、区分所有者等に対し、入居説明会を開催し、次の各項について説明する。

- 1 引越し日時、引越しに際し必要な手続及び入居に必要な手続
- 2 共用部分、専有部分に係る契約物件と実際のしゅん工物件との相違の有無と、相違が生じた場合の理由

第4の解説

■ 1 引越し等の手続

- ・マンション分譲事業者等は、円滑な入居を進めるため、引越しの日程調整や引越しに必要な手続、ガスの開栓の連絡など入居に必要な手続に関する情報提供等に努める必要がある。

■ 2 契約物件と実際のしゅん工物件の相違

- ・契約物件は、設計図書に基づき契約した物件であり、建設状況等により、変更となる場合があるが、適正な維持管理をしていくためには、正確な図面等が必要である。そのため、しゅん工引渡し時に、マンション分譲事業者は当初設計図面と実際の建物・設備、外構との相違を書面で説明する必要がある。

第5 管理組合の設立

マンション分譲事業者等は、管理組合の設立に当たり、次の各項について対応する。

- 1 区分所有者等の入居開始後おおむね3か月以内に、管理組合設立総会（役員選任のための総会）が開催されるよう協力すること。
- 2 区分所有者等の入居後も、マンション分譲事業者等が一部の住戸を所有する場合等の対応について、あらかじめ区分所有者等に明らかにしておくこと。
- 3 総会の開催後、適切に維持管理していく上で必要となる設計図書（マンション管理適正化法施行規則第102条で定める図書）、住宅性能評価書、アフターサービス規準、工事協定書等を、直ちに管理組合へ引き継ぐこと。
- 4 都市計画法による開発許可、あるいは区市町村の条例等による開発指導を受けた物件については、その許可書等の原本を管理組合へ引き継ぐこと。
- 5 総会の開催後、直ちに損害保険など各種名義の書換え手続を行うよう説明すること。
- 6 管理委託契約を締結する場合、管理組合に対し、管理組合とマンション管理業者の具体的な役割分担、管理委託期間、委託業務費とその内訳等について、マンション管理業者に改めて説明を行わせること。

第5の解説

- ・「管理組合の設立」とは、新規分譲の後、当該マンションの区分所有者等で構成する管理組合の初めての総会開催により、理事長をはじめとした役員選任を決議することで、区分所有者等による管理組合の運営が事実上開始されることをいう。

■ 1 管理組合設立総会の開催支援

- ・区分所有者等が入居後遅滞なく、マンションの管理運営を円滑に開始するため、マンション分譲事業者等（予定管理業者が決まっている場合は、当該マンション管理業者等）は的確なアドバイス等を行い、入居開始後おおむね3か月以内に管理組合設立総会が開かれるよう、協力することが必要である。また、マンション分譲事業者は、自ら又は管理を受託した管理業者に依頼して、設立総会時に管理規約案（原始規約）の内容について説明することが必要である。
- ・管理組合の役員の選出方法、総会の開催時期等の誘導及び適切に管理運営していく上で必要となる住まい方等に係るルール案の提供等の対応が特に重要となる。

■ 2 マンション分譲事業者等が販売予定住戸を所有する場合等の対応等

- ・区分所有者等の入居開始後も、マンション分譲事業者等が、販売予定住戸を所有する場合や、等価交換方式により建設されたマンションにおいて旧地権者等が区分所有者等となる場合についても、その管理費、修繕積立金等の負担について、あらかじめ区分所有者等に説明しておくことが重要である。

■ 3・4 設計図書・開発許可証等の引継ぎ

- 管理組合が適切な維持管理を行っていくためには、必要となる設計図書等を管理組合に早期に、かつ確実に引き継ぐことが必要である。
- 設計図書に加え、管理組合が維持管理をしていく上で必要な事項として、マンション分譲事業者等が売買契約等において保証するアフターサービス、近隣住民との工事協定書（電波対策設備、プライバシー保護のための措置）、開発に係る許可条項等がある。これらの書類は、こうした事項を盛り込んだ規約等の点検においても制約条件となることから、確実に引き継ぐことが必要である。

▷参考事項 42 通常、管理組合が保管すべき図書の例 P110

▷マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 102 条 P153

■ 5 マンション管理業者から管理組合への名義書換の手続等

- 管理組合が発足するまでの間の暫定管理における損害保険などについて、管理組合の設立総会が終了した後、マンション管理業者から管理組合への名義書換の手続等を迅速に行うよう説明することが必要である。
- また、管理組合は、火災・地震保険の内容について、改めて確認することが必要である。

▷参考事項 43 マンション管理に関わる各種保険 P111

参考事項 42 通常、管理組合が保管すべき図書の例

- 1 管理規約（改正記録（改正内容と理由））
- 2 各種使用細則（改正記録（改正内容と理由））
- 3 管理組合員等名簿
- 4 総会議案書及び議事録（理事会の議事録を含む。）
- 5 会計に係る帳票類
- 6 長期修繕計画
- 7 修繕履歴書（工事記録簿）
- 8 しゅん工図等設計図書
（建物及びその附属施設（駐車場、公園、緑地及び広場並びに電気設備及び機械設備を含む。））
 - ① 付近見取図
 - ② 配置図
 - ③ 仕様書（仕上げ表含む。）
 - ④ 各階平面図
 - ⑤ 二面以上の立面図
 - ⑥ 断面図又は矩計図
 - ⑦ 基礎伏図
 - ⑧ 各階床伏図
 - ⑨ 小屋伏図
 - ⑩ 構造詳細図
 - ⑪ 構造計算書（地盤に関する情報を含む。）
 - ⑫ 設備図（電気設備、機械（給排水、ガス）設備）
 - ⑬ 数量内訳書
 - ⑭ 住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書
 - ⑮ 建築基準法に基づく検査済証など
- 9 都市計画法、区市町村条例等に基づく図書
- 10 各種協定書等
- 11 各種保険証書
- 12 管理委託契約書
- 13 アフターサービス規準等
- 14 その他（各種取扱説明書、共用部分鍵リスト、備品リスト）

これらの保管に際しては、副本としての電子データ化、別途、文書保管細則などを定め、保管文書の一覧や保管期間を規定することも考えられる。

（参考）設計図書保管に関するシステムを構築している団体

団体名	保管方法	備考
公益財団法人 マンション管理センター 電話 03-3222-1518	管理組合の保有する図面を PDF 方式で電子化し、専用 のサーバーに保管	・マンションみらいネットに登録した管理組合が対象 ・登録管理組合の組合員は、保管された図書データをインターネット経由でいつでも閲覧可

■ 管理組合の保険

火災保険

掛捨て型と積立型があり、積立型の場合は、契約が満期時まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれていることを条件として、満期時に満期返戻金が支払われる。

1 補償内容

- ・「火災・落雷・破裂・爆発」
- ・「建物外部からの物体の衝突」
- ・「風災・雹災(ひょうさい)・雪災」
- ・「騒擾(そうじょう)・労働争議」
- ・「盗難」
- ・「破損」等
- ・「水災」、「水濡れ」

2 付帯できる主な特約

(1) 設備損害補償特約

エレベータ、給排水設備、セキュリティシステム、空調設備等の損害

(2) 施設賠償責任補償特約

マンション共用部分の管理等に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えた場合

(3) 個人賠償責任補償特約

マンションの各居住者の日常生活又は専有部分の住戸の管理等に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えた場合

地震保険

火災保険では補償されない、地震・噴火・津波による損壊・埋没・焼失等の損害を補償する。主契約となる火災保険に付帯して契約する。

■ 個人の保険

建物や家財に付保するもの

火災保険（掛捨て型・積立型）

第三者に対する賠償に関するもの

個人賠償責任保険

居住者自身のケガなどに関するもの

普通傷害保険・家族傷害保険・積立傷害保険

出典：「マンション保険ガイド」／一般社団法人マンション管理業協会